

市県民税申告書記載例

表

申告書を提出する際は、個人番号(マイナンバー)の記入及び本人確認書類の提示又は添付が必要です。
 番号法の施行に伴い、平成29年度以降の市県民税申告書には個人番号(マイナンバー)の記入が必要となっています。
 また、申告書の提出の際には本人確認(番号確認及び身元確認)を実施しますので、関係書類をご用意いただきますようお願いいたします。

〔マイナンバーの記入等の要否〕

	申告書への個人番号(マイナンバー)の記載	本人確認書類の提示(または写しの添付)
申告者本人	必要	必要
扶養親族等	必要	不要

〔本人確認書類〕

●マイナンバーカードの交付を受けている方 → マイナンバーカード

●マイナンバーカードの交付を受けていない方

番号確認書類	身元確認書類
マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書など	運転免許証、パスポート、障害者手帳、被保険者証、年金手帳など

①魚沼市に令和6年1月1日現在住民登録がない方はこの申告書で申告することができない場合があります。(住民登録地へお問合せください)

②事業所得又は不動産所得のある方は、収支内訳書の作成が必要です。

控除額算出資料

⑬社会保険料控除及び⑭小規模企業共済等掛金控除		支払金額－控除額	
⑮生命保険料控除			
旧生命・旧個人年金契約のみ(A)	支払保険料15,000円以下	支払保険料の全額	
	支払保険料15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	
	支払保険料40,001円以上	支払保険料×1/4+17,500円(最高35,000円)	
新生命・介護医療・新個人年金契約のみ(B)	支払保険料12,000円以下	支払保険料の全額	
	支払保険料12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	
	支払保険料32,001円以上	支払保険料×1/4+14,000円(最高28,000円)	
新旧混在(C)	新・旧契約の各控除額の合計		最高28,000円
控除額＝生命保険(A)(B)(C)のうち最高額)＋個人年金(A)(B)(C)のうち最高額)＋介護医療(B) (最高70,000円)			
●記載例の場合 [(65,000円×1/4+14,000円)＞最高28,000円]＋(60,000円×1/4+17,500円)＋(31,000円×1/2+6,000円)＝82,000円だが最高70,000円のため70,000円			
⑯地震保険料控除		控除額	
A 地震保険料		支払保険料×1/2(最高25,000円)	
B 旧長期損害保険料		支払保険料の全額	
支払保険料5,000円以下		支払保険料の全額	
支払保険料5,001円以上		支払保険料×1/2+2,500円(最高10,000円)	
控除額＝A+B(最高25,000円)		●記載例の場合 (5,600円×1/2)＋(12,000円×1/2+2,500円)＝11,300円	
⑰～⑲所得控除区分			
⑰寡婦控除		控除額	●記載例の場合及び該当者
条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当:①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額48万円以下の扶養親族を有する		ひとり親	30万円
現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当		寡婦	26万円
「ひとり親」に当たらない方で、[1]、[2]、[4]のいずれにも該当		—	—
⑱勤労学生控除		合計所得金額75万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下	勤労学生
			26万円
⑳障害者控除		身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等	障害者
		身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等	特別障害
上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居		同居特別障害	53万円
⑲配偶者控除			
本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下
一般		33万円	22万円
老人		38万円	26万円
950万円超 1,000万円以下		11万円	13万円
配偶者の合計所得金額		48万円超 100万円以下	33万円
		100万円超 105万円以下	31万円
		105万円超 110万円以下	26万円
		110万円超 115万円以下	21万円
		115万円超 120万円以下	16万円
		120万円超 125万円以下	11万円
		125万円超 130万円以下	6万円
		130万円超 133万円以下	3万円
		2万円	1万円
⑳扶養控除			
下記以外の年齢の方		一般	33万円
70歳以上		老人	38万円
70歳未満		同居老親等	45万円
19～22歳		特定	45万円
16歳未満		年少	0円
本人又は配偶者の直系尊属で同居		—	—
平成13年1月2日～平成16年1月1日生		—	—
平成20年1月2日以後生まれ		—	—
本人の合計所得金額		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし
㉑基礎控除			
本人の合計所得金額		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし
㉒雑損控除(災害、盗難、横領によって住宅や家財に損害を受けた場合など)			
右のA・Bのいずれか多い金額		A (損失額－保険等による補てん額)－(総所得金額等×10%)	
		B 災害関連支出の金額－5万円	
※地震、火災、風水害などによる損害のほか、豪雪の場合の雪下ろし費用等も該当します。			
㉓医療費控除			
(従来分) 医療費－補てん額－(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない金額(最高200万円)		(特例分) 特定一般用医薬品等購入費－補てん額－12,000円 (最高88,000円)	
従来分の控除と特例分の控除を併せて受けることはできません。どちらか一方を選択することになります。			
●記載例の場合(従来分) 220,000円－90,000円－100,000円(2,767,856円×5%)>100,000円)＝30,000円			

令和6年度分 市県民税申告書
 令和5年(2023年)1月1日から12月31日までの所得等を記入してください。

行政区番号 魚沼市小出島910番地
 世帯番号 同上
 宛名番号

個人番号(マイナンバー)を記入してください(上記を参照)。

現住所 魚沼市長 提出年月日 令和6年3月15日
 氏名 魚沼太郎 生年月日 52.5.000-000-0000
 職業 会社員

収入金額
 1 業 農業等 980,000
 2 業 農業 200,000
 3 業 不動産 50,000
 4 業 配当 3,650,000
 5 業 給与 0
 6 業 公的年金等 540,000
 7 業 雑収入 0
 8 業 一時金 0
 9 業 雑収入 0
 10 業 雑収入 0
 11 業 雑収入 0
 12 業 雑収入 0

所得控除
 ⑬ 社会保険料控除 100,000
 ⑭ 小規模企業共済等掛金控除 200,000
 ⑮ 生命保険料控除 65,000
 ⑯ 地震保険料控除 5,600
 ⑰ 寡婦控除 0
 ⑱ 勤労学生控除 0
 ⑲ 配偶者控除 0
 ⑳ 障害者控除 0
 ㉑ 基礎控除 430,000
 ㉒ 雑損控除 0
 ㉓ 医療費控除 30,000
 合計 2,071,300

納税額
 1 市県民税 2,071,300
 2 市県民税 2,071,300
 3 市県民税 2,071,300
 4 市県民税 2,071,300
 5 市県民税 2,071,300
 6 市県民税 2,071,300
 7 市県民税 2,071,300
 8 市県民税 2,071,300
 9 市県民税 2,071,300
 10 市県民税 2,071,300
 11 市県民税 2,071,300
 12 市県民税 2,071,300
 13 市県民税 2,071,300
 14 市県民税 2,071,300
 15 市県民税 2,071,300
 16 市県民税 2,071,300
 17 市県民税 2,071,300
 18 市県民税 2,071,300
 19 市県民税 2,071,300
 20 市県民税 2,071,300
 21 市県民税 2,071,300
 22 市県民税 2,071,300
 23 市県民税 2,071,300
 24 市県民税 2,071,300
 25 市県民税 2,071,300
 26 市県民税 2,071,300
 27 市県民税 2,071,300
 28 市県民税 2,071,300
 29 市県民税 2,071,300
 30 市県民税 2,071,300
 31 市県民税 2,071,300
 32 市県民税 2,071,300
 33 市県民税 2,071,300
 34 市県民税 2,071,300
 35 市県民税 2,071,300
 36 市県民税 2,071,300
 37 市県民税 2,071,300
 38 市県民税 2,071,300
 39 市県民税 2,071,300
 40 市県民税 2,071,300
 41 市県民税 2,071,300
 42 市県民税 2,071,300
 43 市県民税 2,071,300
 44 市県民税 2,071,300
 45 市県民税 2,071,300
 46 市県民税 2,071,300
 47 市県民税 2,071,300
 48 市県民税 2,071,300
 49 市県民税 2,071,300
 50 市県民税 2,071,300
 51 市県民税 2,071,300
 52 市県民税 2,071,300
 53 市県民税 2,071,300
 54 市県民税 2,071,300
 55 市県民税 2,071,300
 56 市県民税 2,071,300
 57 市県民税 2,071,300
 58 市県民税 2,071,300
 59 市県民税 2,071,300
 60 市県民税 2,071,300
 61 市県民税 2,071,300
 62 市県民税 2,071,300
 63 市県民税 2,071,300
 64 市県民税 2,071,300
 65 市県民税 2,071,300
 66 市県民税 2,071,300
 67 市県民税 2,071,300
 68 市県民税 2,071,300
 69 市県民税 2,071,300
 70 市県民税 2,071,300
 71 市県民税 2,071,300
 72 市県民税 2,071,300
 73 市県民税 2,071,300
 74 市県民税 2,071,300
 75 市県民税 2,071,300
 76 市県民税 2,071,300
 77 市県民税 2,071,300
 78 市県民税 2,071,300
 79 市県民税 2,071,300
 80 市県民税 2,071,300
 81 市県民税 2,071,300
 82 市県民税 2,071,300
 83 市県民税 2,071,300
 84 市県民税 2,071,300
 85 市県民税 2,071,300
 86 市県民税 2,071,300
 87 市県民税 2,071,300
 88 市県民税 2,071,300
 89 市県民税 2,071,300
 90 市県民税 2,071,300
 91 市県民税 2,071,300
 92 市県民税 2,071,300
 93 市県民税 2,071,300
 94 市県民税 2,071,300
 95 市県民税 2,071,300
 96 市県民税 2,071,300
 97 市県民税 2,071,300
 98 市県民税 2,071,300
 99 市県民税 2,071,300
 100 市県民税 2,071,300

収入が全くなかった方、非課税収入のみの方は、こちらの該当箇所に記入してください。

⑰～⑲に該当する方は該当する欄にチェックをしてください。

⑳本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合は氏名と障害の程度を記入してください。

㉑㉒控除の対象となる配偶者がいる場合は記入してください。また、本人の所得が1,000万円を超える方で、同一生計配偶者がいる場合にも記入が必要です。

㉓扶養親族の氏名、生年月日、続柄を記入し、同居・別居のどちらかにチェックをしてください。扶養親族のうち別居されている方がいる場合は裏面「12」も記入してください。

16歳未満の扶養親族がいる場合は、忘れずに記入してください。

医療費控除の特例を選択する場合は□に1と記入してください。

明細書を作成し、添付してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください(上記を参照)。

A～サは裏面に記載した収入金額を転記してください。

①～⑩は裏面に記載した収入金額から経費等を差し引いた金額を記載してください。

⑫は①～⑥、⑩、⑪の合計額を記入してください。

←左表⑬の額
 ←左表⑭の額
 ←右表⑮の合計額
 ←右表⑯の計算額
 ←右表⑰⑱参照
 ←右表⑲⑳の合計額
 ←右表㉑㉒参照
 ←左表㉓の合計額
 ←右表㉔参照

←右表㉖参照
 ←右表㉗参照

767,856円(総所得金額等)×5%>100,000円)＝30,000円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

申告書受付	申告書入力	住民税入力
-------	-------	-------

裏面もご覧ください。



源泉徴収票の無い給与収入については、こちらに記入してください。

事業用資産、骨董品等の譲渡金額(所有5年未満は短期、5年以上は長期)と生命保険満期金等の一時所得の収入金額、必要経費、差引金額をそれぞれ記入し、特別控除額(譲渡所得、一時所得それぞれ最高50万円を差し引いた金額を「イ、ロ、ハ」及び表面「コ、サ、シ」に、所得金額(長期譲渡、一時所得は所得金額を1/2にした金額)の合計額を「ニ」及び表面⑩に記入してください。

事業専従者の氏名、続柄、生年月日、従事月数、支払金額をそれぞれ記入してください。また、事業専従者の方は扶養控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

扶養親族のうち別居されている方がいる場合は必ず記入してください。また、国外居住者については、区分に該当しない場合は控除対象とすることはできません。住所は令和6年1月1日現在の住所をご記入ください。

給与等の収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

ア. 本人が特別障害者に該当する
イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

⇒所得金額調整控除額=(給与収入(上限1,000万円)-850万円)×10%

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	取
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業	魚沼市〇〇地内	980,000円	1,134,000円	
不動産	魚沼市〇〇地内	200,000	76,544	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	株 〇〇電気	3.10	50,000円	

9 雑所得(公的年金以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費

営業、農業、不動産の種類と収入金額、必要経費を事業ごとに記入し、収入金額を表面「ア、イ、ウ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面の①、②、③にそれぞれ転記してください。 ※「収支内訳書」の添付も必要です。

配当所得の種類と、支払者、支払年月、収入金額、必要経費を配当ごとに記入し、収入金額を表面「オ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面⑤にそれぞれ転記してください

個人年金、報酬等の種目と、支払者、収入金額、必要経費を種目ごとに記入し、収入金額を表面「ク」又は「ケ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面の⑧又は⑨にそれぞれ転記してください。

- 雑・業務(ク・⑧)⇒原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得
- 雑・その他(ケ・⑨)⇒個人年金保険、シルバー人材センター配分金など、雑・業務以外のものによる所得

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費		差引金額(収入金額-必要経費)		特別控除額	
	短期	長期	短期	長期	短期	長期	イ	ロ
		300,000円		260,000円		40,000円		0円
		2,300,000		1,300,000		1,000,000		500,000
一時		850,000		700,000		150,000		0
二合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]								270,000

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	専従者給与(控除)額
1				
2				
3				

13 事業税に関する事項

所得金額	非課税所得など	所得金額

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	国外居住
1				
2				
3				

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
都道府県	
市区町村	

各機関から発行される証明書又は、領収書を添付してください。控除対象とならない寄附金もございますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	特別障害に該当する場合	級度	別居の場合の住所

【給与所得の速算表】

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額の計算式
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	[給与収入金額 ÷ 4(千円未満切捨)] × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	[給与収入金額 ÷ 4(千円未満切捨)] × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	[給与収入金額 ÷ 4(千円未満切捨)] × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	給与収入金額 - 1,950,000円

●記載例の場合(合計給与収入3,650,000円)
3,650,000円 ÷ 4 = 912,500円(千円未満を切捨) 912,000 × 3.2 - 440,000 = 2,478,400円

【公的年金等の雑所得】 ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円までの場合(1,000万円を超える場合の計算方法はお問い合わせください)

昭和34年1月2日以後に生まれた人(年齢65歳未満の人)	昭和34年1月1日以前に生まれた人(年齢65歳以上の人)		
公的年金等の合計収入額(A)	公的年金等の雑所得金額の計算式	公的年金等の合計収入額(A)	公的年金等の雑所得金額の計算式
～ 600,000円	0円	～ 1,100,000円	0円
600,001円 ～ 1,299,999円	A - 600,000円	1,100,001円 ～ 3,299,999円	A - 1,100,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円

●計算例[年齢68歳 年金収入3,450,000円]の場合
3,450,000円 × 0.75 - 275,000円 = 2,312,500円